

一般財団法人新潟県教職員互助会の貸付規程改正について

平成30年1月1日から全ての貸付種別において貸付利率を引き下げるようになりました！

利率※	改定後 (%)	現行 (%)
生活資金	1.31	2.52
住宅資金	0.96	2.42
住宅災害資金	0.83	2.08
災害資金	無利息	無利息
育児休業資金	1.17	2.26
自動車資金	1.30	2.50
教育資金	1.17	2.26

※ 貸付保険料は互助会負担です。



更に、平成30年4月1日から貸付条件を緩和します！

種別	内容	改正後	現行
住宅	貸付限度額	1,000万円※	500万円※
	借換え	住宅・教育資金に限り金融機関等からの借換え可	金融機関等からの借換え不可
教育	貸付事由	現行に以下を追加します。 ②会員自身の奨学金の借換え ③会員自身の修学や資格取得	①会員の子が入学又は修学中
全資金共通	償還の猶予	現行に以下を追加します。 ③介護④私傷病⑤修学⑥配偶者同行⑦自己啓発等の休業又は休職の承認を受けた時	①育児休業、②災害見舞金の給付を受けた時
	団信	任意加入	取扱いなし

※ 5年後の退職一時金+200万円を超えない範囲に限ります。



上記以外に、無給者の取扱いを変更します。現行では、住宅貸付のみ無給者に貸付けを行っていませんが、改正後（平成30年4月から）は全ての貸付種別において休業、休職等による無給者に貸付けを行うことはできません。

育児休業資金を借りる場合は、産前休暇を取得する頃にお申込みいただき、育児休業による償還猶予前に1回以上償還することが必要になります。（育児休業の辞令は休業後に提出してください。）

互助会貸付規程の改正に係る Q&A



Q 改定後の利率が適用されるのは、何月給与控除分から？
A 平成 30 年 1 月給与控除分から適用となります。ボーナス償還については、平成 30 年 6 月ボーナス控除から適用となります。

Q 改定後の利率が適用されるのは、新規貸付けだけ？
A 互助会の利率は、変動利率のため既貸付けについても適用されます。既貸付けのある借受人は同意書の提出をお願いします。（平成 29 年 12 月 28 日必着）

Q 貸付条件が緩和されるのはいつの申込みから？
A 平成 30 年 3 月 1 日以降に受付けた申込みからです。（4 月 10 日に送金する貸付け分から）3 月 1 日に総務事務システムと互助会 HP の様式を変更します。

Q 既貸付け分も団信に加入できる？
A 生命保険会社が加入を承諾した方は、平成 30 年 4 月から団信に加入できます。加入希望者は、申込書兼告知書を提出してください。（平成 30 年 1 月 23 日必着）



Q 教育資金は貸付事由が増えたけど、複数事由での申込みは可能なの？
A 貸付限度額 300 万円の範囲内であれば複数事由での申込みは可能です。また、返済回数が 24 回以上あれば、未償還額を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けることもできます。



Q 新規で貸付けを申込みたい。どうやって手続きするの？
A 申込書を記入し、必要書類を添付の上、所属を經由して福利課互助厚生係へ提出してください。申込書等は、互助会 HP に掲載しています。総務事務システムで入力、印刷することもできます。

ご不明な点は、下記担当あてにお問い合わせください。

【担当】一般財団法人新潟県教職員互助会
（新潟県教育庁福利課互助厚生係） 石川
Tel : 025-283-7511 Fax : 025-284-2881
Mail : ishikawa.yoko@pref.niigata.lg.jp